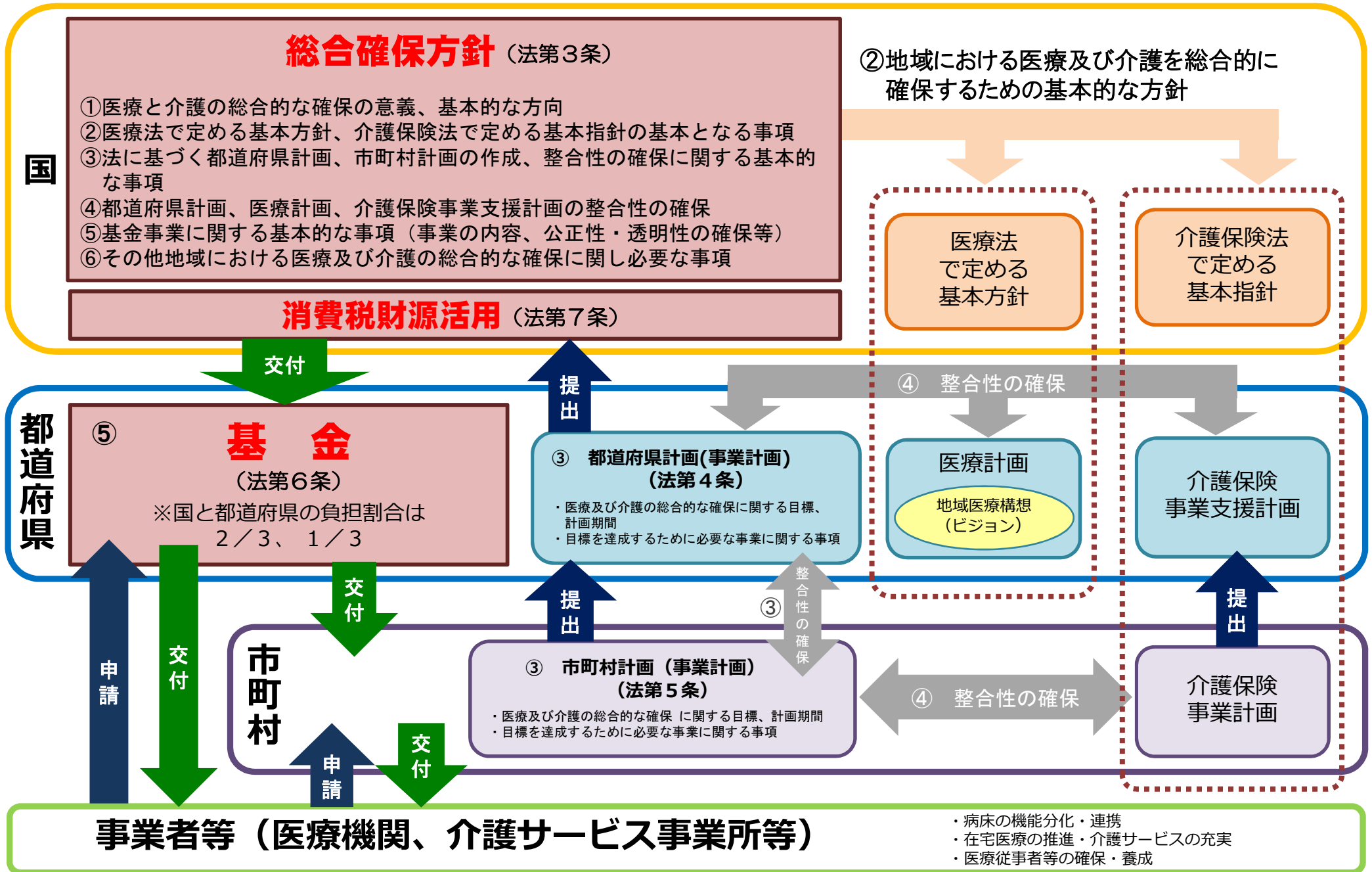


地域医療介護総合確保基金について

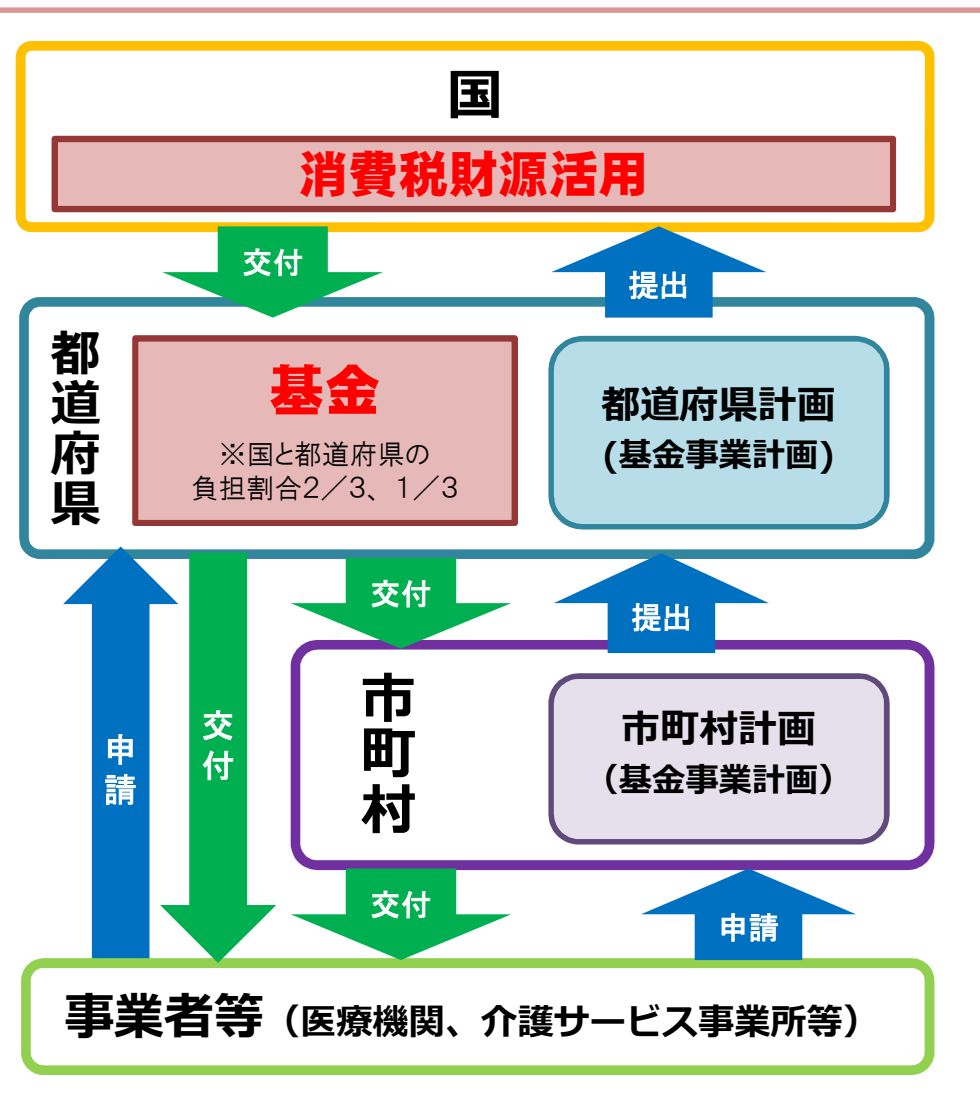
地域における医療及び介護を総合的に確保するための仕組み



※ 法：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

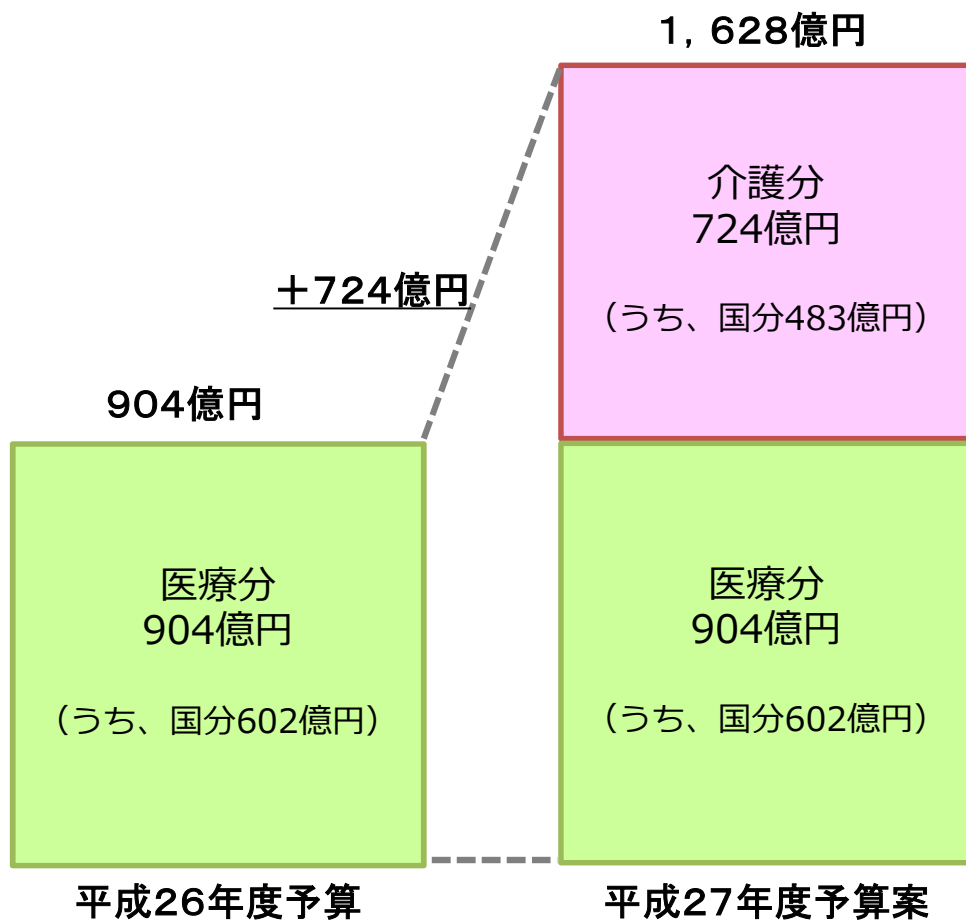
- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

地域医療介護総合確保基金の平成27年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成27年度予算案は、公費ベースで1,628億円（医療分904億円（うち、国分602億円）、介護分724億円（うち、国分483億円））
- 平成27年度以降は、介護を含む全ての事業を対象とすることとしており、対前年度予算724億円増。

地域医療介護総合確保基金の予算



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

今後のスケジュール(案)

- 27年1月～ 都道府県ヒアリング実施
(※都道府県による関係者からのヒアリング等実施)
- 予算成立後 基金の交付要綱等の発出
介護分を都道府県へ内示
- 6月中 医療分を都道府県へ内示
- 7月中 交付決定 (※都道府県計画提出)

平成27年度地域医療介護総合確保基金の執行スケジュール(案)

時期	医療分	介護分	共通
平成27年 1月中旬	平成26年12月に実施済み ①都道府県に事業量の調査依頼 (事業内容、規模等)	①都道府県に事業量の調査依頼 (整備予定、規模等) ※事業メニュー案の提示	
2月頃	②都道府県より事業量の提出	②都道府県より事業量の提出	厚生労働関係部局長会議
3月頃		③事業量ヒアリング実施	全国医政関係主管課長会議 全国介護保険担当課長会議 ※交付要綱等案の提示
予算成立後	②' 都道府県より事業量の見直し 提出	④都道府県へ内示 ※必要に応じ、人材確保事業を対象 に追加ヒアリング・追加内示を実施	基金の交付要綱等の発出 ※都道府県計画の提出依頼(様式例を 提示)
5月頃	③事業量ヒアリング実施		都道府県より都道府県計画案の提出
6月頃	④都道府県へ内示		
7月頃	⑤交付申請 ⑥交付決定	⑤交付申請 ⑥交付決定	都道府県より都道府県計画の提出

地域医療介護総合確保基金の執行状況

医療部会等での指摘事項	平成26年度計画における状況
地域医療構想策定前であっても、病床の機能分化・連携に係る事業への配分が求められた(リハビリ施設や現在でも明らかに不足する機能の整備)	病床の機能分化・連携に関する事業への配分は全体の約20% (確実に不足する場合に限定したため)
国会審議や医療部会における公民への配分比率に関する指摘 (公正性の確保)	公的病院、自治体などに24.6%、民間病院、医師会などに71.4%、 その他公募等により交付先の判断が不可能などが4.0%
基金における予算の早期・適正な執行	国による交付決定を平成26年11月19日に実施。基金造成については、12月に25県、1月に16県、2月に1県(2月18日現在未造成の県は5県)
総合確保方針では、データに基づく現状分析、将来予測等を行い、医療及び介護の総合的な確保に関する目標を設定することや、可能なものについては定量的な目標を定めることを規定	事業の目標については、全1853事業のうち、定量的にアウトプット目標を設定している事業は864、アウトカム目標を設定している事業は303、両方の目標を設定している事業は196、定性的にアウトプット目標を設定している事業は218、アウトカム目標を設定しているのは199、両方の目標を設定をしている事業は73

これらを踏まえ
平成27年度は

- 平成27年度から地域医療構想の策定が進められるため、構想達成に向けた病床の機能分化・連携に関する事業への基金の重点配分
- 地域の関係者の意見を反映させる仕組みを継続
- 平成26年度執行実績の把握、執行状況に応じた適切な基金の配分の検討
- 効果検証のため、アウトプット、アウトカムに着目したできる限り定量的な視点による目標設定

27年度基金配分の方針(案)

- 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業のうち、27年度実施分として位置付けられる事業を優先的に採択する。
- 年度別の執行状況は年度末に確認させていただき、基金の配分の際の検討要素とする。
- 地域医療構想の達成に向けた事業等(在宅や医療従事者確保を含む)についての配分額は、内示後、他の事業区分への変更は行わないものとする。

総合確保方針における地域医療介護総合確保基金のPDCAについて

- 地域医療介護総合確保基金は、消費税増収分が充てられていることに鑑み、当該基金を充てて実施する事業が適正に行われる必要がある。
- そのため、都道府県計画における事後評価や医療介護総合確保促進会議における議論等を通じ、地域医療介護総合確保基金が適正に活用されるためのPDCAサイクルを回す。

PLAN

都道府県計画・市町村計画の策定

→ データに基づく地域の医療・介護ニーズや医療・介護資源に関する現状分析、将来予測等を行い、医療及び介護の総合的な確保に関する目標、実施する事業の内容等を記載

- ※ 可能なものについては定量的な目標を定め、計画期間の年度ごとの進捗管理が適切に行えるようにする。
- ※ 医療計画や介護保険事業(支援)計画との整合性の確保等
- ※ 関係者の意見を反映させるために必要な措置、会議や議事録の公開等により決定プロセスの透明性等

DO

計画に基づき、
適切に事業を実施

ACTION

(1) 国における取組

- 都道府県に対し、推奨事項、改善を図るべき事項等について必要な助言 等

(2) 都道府県における取組

- 事後評価に記載した改善の方向性、国からの助言等を踏まえ、次に策定する計画に活用 等

CHECK

(1) 国における取組

- 目標の達成状況、事業の実施状況を検証(注)

(2) 都道府県における取組

- 事業ごとの実施状況を把握・点検
- 事後評価を実施し、その結果を国に提出・公表
 - 計画で設定した目標が未達成の場合、改善の方向性を記載
 - 市町村は、都道府県の事後評価に協力

(注) 市町村計画は都道府県計画に盛り込まれることとなるため、国は都道府県計画の事後評価を検証する。



【参考】総合確保方針（抄）

第3 都道府県計画及び市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項

二 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

2 医療及び介護の総合的な確保に関する目標及び計画期間

(1) 目標の設定

都道府県計画については、都道府県医療介護総合確保区域ごとの当該区域において、また、市町村計画については、市町村医療介護総合確保区域ごとの当該区域又は当該市町村の区域において、データに基づく地域の医療・介護ニーズや医療・介護資源に関する現状分析、将来予測等を行い、医療及び介護の総合的な確保に関する目標を設定するものとする。

当該目標の設定に当たっては、医療計画又は市町村介護保険事業計画若しくは都道府県介護保険事業支援計画において設定した目標と整合性を図るとともに、可能なものについては定量的な目標を定め、計画期間の年度ごとの進捗管理が適切に行えるようにするものとする。

(2) 目標の達成状況

都道府県計画及び市町村計画で設定した目標の達成状況及び**目標が未達成の場合には改善の方向性を記載する**ものとする。

3 目標達成のために実施する事業の内容、費用の額等

(1) 事業の内容

事業の内容は、第4の二の1から6までに掲げる事業のうち必要なものについて、当該事業の実施期間を付して記載するものとする。

三 都道府県計画及び市町村計画の整合性の確保

都道府県は、毎年度、市町村から医療及び介護の総合的な確保に関する事業の実施に関する要望を聴取するとともに、市町村が当該事業を実施する場合は、**市町村計画に記載された事業を調整、とりまとめの上で、都道府県計画に盛り込む**ものとする。

第4 公正性及び透明性の確保その他基金を充てて実施する都道府県事業に関する基本的な事項

一 基金に関する基本的な事項

1 関係者の意見が反映される仕組みの整備並びに公正性及び透明性の確保

基金については、その財源として、社会保障と税の一体改革による消費税増収分が充てられていることに鑑み、当該基金を充てて実施する事業が地域の医療・介護サービスに還元されることが地域住民に対して明確に示される必要がある。このため、基金を充てて実施する事業については、その決定に際し、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、会議や議事録の公開等により決定プロセスの透明性を確保する必要がある。また、事業主体間の公平性を確保し、適切かつ公正に行われることが必要である。

3 基金を充てて実施する事業の評価の仕組み

(1) 国における取組

国は、都道府県計画に記載された目標の達成状況及び事業の実施状況についての検証を行い、都道府県に対して、推奨される事項、改善を図るべき事項等について必要な助言を行うとともに、その後のより効果的な基金の配分と事業実施に資するよう、**適正な評価指標の設定等を行う**ものとする。

(2) 都道府県における取組

都道府県は、都道府県計画を作成し、基金を充てて事業を実施する場合には、**各年度に事業ごとの実施状況を把握し、点検するとともに**、第3の二の4の(2)に基づく**事後評価を実施し、その結果を国に提出するとともに、公表するよう努める**ものとする。

(3) 市町村における取組

市町村は、市町村計画を作成し、基金を充てて事業を実施する場合には、(2)の**都道府県の事後評価に協力する**ものとする。

平成26年度地域医療介護総合確保基金による実施事業一覧

事業名	事業概要	26年度12月補正対応額			27年度以降執行分	全体計画額合計	担当課
		旧国庫補助	旧一般財源	合計			
新規事業	系統的な医療供給体制の整備に向けた検討事業 (H26-27)			525	2,475	3,000	医師確保・育成支援課
	医師住宅整備事業 (H26-28)			11,040	99,360	110,400	医師確保・育成支援課
	在宅医療・介護連携のためのICTシステム構築事業 (H26-28)			1,110	86,240	87,350	医療政策課
	医師養成奨学貸付金 (H26)			94,616	0	94,616	医師確保・育成支援課
	小計			107,291	188,075	295,366	
旧国庫補助金分	地域医療支援センター運営事業	32,137		32,137		32,137	医師確保・育成支援課
	看護師等養成所運営等事業	35,026	35,027	70,053		70,053	医療政策課
	訪問看護推進事業	2,149	2,150	4,299		4,299	医療政策課 (1,779)、高齢者福祉課 (2,520)
	在宅歯科医療連携室整備事業	4,058		4,058		4,058	健康長寿政策課
	女性医師等就労支援事業	1,611		1,611		1,611	医師確保・育成支援課
	小児救急電話相談事業	4,302	4,302	8,604		8,604	医療政策課
	小児救急医療体制整備事業	5,637	5,638	11,275		11,275	医療政策課
	新生児医療担当医確保支援事業	522	367	889		889	健康対策課
	産科医等確保支援事業	19,172	16,297	35,469		35,469	健康対策課
	新人看護職員研修事業口	12,880		12,880		12,880	医療政策課
	病院内保育所運営事業口	43,117	43,117	86,234		86,234	幼保支援課
	看護職員資質向上推進事業	8,977	510	9,487		9,487	医療政策課 (9,147)、健康対策課 (340)
	看護職員確保対策特別事業	4,086		4,086		4,086	医療政策課
	看護職員の就労環境改善事業	684		684		684	医療政策課
	在宅歯科診療設備整備事業	8,488		8,488		8,488	健康長寿政策課
	看護師等養成所初年度設備整備事業	13,334		13,334		13,334	医療政策課
	看護師等養成所施設整備事業 (H26-27)	53,326		53,326	147,720	201,046	医療政策課
小計	249,506	107,408	356,914	147,720	504,634		
平成26年度基金実施事業合計				464,205	335,795	800,000	

平成27年度地域医療介護総合確保基金による計画事業一覧

事業名	事業概要	27年度 計画額	28年度以降 執行分	全体 計画額 合計	担当課	
救急医療従事者研修機器整備事業 (H27)	救急患者の減少や救命後の行為障害の減少を図るため、県内の研修医や地域のプライマリケア医、コメディカル等を対象としたエコー診断技術に必要な機器を整備し、救急医療体制を維持する。	6,333		6,333	医療政策課	
中山間地域等訪問看護師育成事業 (H27～H29)	県立大学に寄附講座を開設し、新卒看護師及び潜在等の看護師有資格者に対し、訪問看護の研修を行うことにより中山間で勤務することのできる人材を継続的に確保・育成するシステムを構築する。	29,180	105,254	134,434		
小児在宅療養支援訪問看護師育成事業 (H27～H28)	GCU等を退院する小児の在宅移行や包括支援を行うことのできる小児訪問看護師を養成する。	6,995	6,995	13,990		
特別分野実習指導者講習事業 (H27)	看護教員として必要な資格取得のための講習会、及び看護学生の実習受入施設の指導者が受けるべき講習会の開催に係る負担金を講習会開催県に対し支出する。	300		300		
出前講座実施委託事業 (妊婦に対する出前講座実施事業) (H27～H29)	妊娠すると歯周病のリスクが高まり、妊婦の歯周病が早産等のリスク要因の一つになるといわれているため、産科医療機関を受診した妊婦等を対象に、歯科医師による出前講座を実施する。	1,105	2,210	3,315	健康長寿政策課	
医科歯科連携推進事業 (H27～H29)	がん連携及び在宅医療等、医科と歯科との連携を推進するため、関係者による検討会および、医療関係者等を対象とした研修会を実施する。	4,183	8,366	12,549		
在宅歯科医療従事者研修事業 (H27～H29)	主に歯科衛生士等の歯科医療従事者を対象に、口腔ケア等の実技研修等を実施し、資質向上を図る。	1,427	2,854	4,281		
感染症医療従事者研修事業 (H27)	皮膚科における感染症の医療提供について、講習会により医療従事者のスキルアップを図るとともに、ポスター作成による啓発活動を行う。	1,828		1,828	健康対策課	
がん患者の療養場所移行調整職種のための相互研修事業 (H27～H29)	がん患者の退院調整を行う専門職種を対象に、がん診療機関、在宅療養支援機関、緩和ケア病棟等で相互研修を実施。	3,060	6,120	9,180		
発達障害専門医師育成事業 (H27～H29)	発達障害に関する専門医師・医療従事者等を育成するため、国内外の専門家を招聘して研修会を実施、及び国内外への研修会へ医師・医療従事者等を派遣する。	6,850	13,700	20,550	障害保健福祉課	
薬剤師確保対策事業 (H27～H29)	薬学生等を対象とした県外就職説明会への参加や県内就職説明会の開催、求人情報の発信等による薬剤師の確保	1,398	4,158	5,556	医事業務課	
小 計		62,659	149,657	212,316		
その他	地域医療連携ICT構築事業 (H27～H28)			568,351	医療政策課	
	医師養成奨学貸付金貸与事業 (H27)	将来県内で医師として勤務する意思のある者に対して、奨学金を貸し付け、県内で医師が不足する地域における医師の確保を図る。	354,120		354,120	医師確保・育成支援課
	小 計		354,120	0	922,471	

平成27年度地域医療介護総合確保基金による計画事業一覧

事業名		事業概要	27年度 計画額	28年度以降 執行分	全体 計画額 合計	担当課
地域医療 移行事業 再生基金	地域医療支援センター運営事業 (H27～H29) [※上記、旧国庫補助金分と重複]	医師不足病院への医師の配置等を行うとともに、若手医師のキャリア形成支援による県内定着の促進や、県外からの医師の招聘により、地域医療の確保を図る。	173,283	794,938	968,221	医師確保・育成支援課
	訪問看護師研修事業 (H27～H29)	在宅移行を支援する看護師及び訪問看護管理者を対象に研修を行い、訪問看護師の確保及び質の向上、訪問看護ステーションの機能強化を図る。	1,534	3,068	4,602	
	訪問看護実践研修事業 (H27～H29)	大学病院の専門医療チーム(専門看護師、認定看護師含む)が、地域の医療機関・訪問看護ステーション等に対しコンサルテーションを行うことにより、在宅医療・看護技術・介護術、アセスメント能力を高めるための知識・技術の向上を図る。	2,122	4,244	6,366	
	脳卒中患者実態調査事業 (H27～H29)	県内の脳卒中急性A期患者の調査・集計・分析を行い、発症に至るまでの予防上の課題等を把握し、脳卒中医療の提供体制の構築に活用する。	378	756	1,134	医療政策課
	脳卒中医療連携体制整備事業 (H27)	脳卒中の医療連携体制における、維持期関係機関から回復期関係機関への医療情報をフィードバックする仕組みの構築を図る。	4,000		4,000	
	医療従事者レベルアップ事業 (H27～H29)	医療従事者団体や病院等が実施する、在宅医療に係る研修に対し、講師を派遣することで、関係者に対して在宅医療への理解を促進し、よりよい退院支援や急変時の入院受入につなげる。	1,987	3,974	5,961	
	小 計			183,304	806,980	990,284
旧国庫 補助金分	地域医療支援センター運営事業 [※下記、再生基金事業と重複]	医師不足病院への医師の配置等を行うとともに、若手医師のキャリア形成支援による県内定着の促進や、県外からの医師の招聘により、地域医療の確保を図る。	9,000		9,000	医師確保・育成支援課
	看護師等養成所運営等事業 (H27)	看護学生の学習環境の質を保ち、学校運営を継続していくために、看護師等養成所の運営に必要な人件費、教材費、実習施設謝金等経費に対し補助を行い、適切な学校運営の支援を図る。	123,597		123,597	医療政策課
	訪問看護推進事業 (H27)	○訪問看護を利用しやすい環境を整え、必要な方に適切な訪問看護サービスが提供される体制を整備するため、訪問看護相談窓口を設置し、利用者とその家族や介護支援専門員などの関係者及び訪問看護事業所からの訪問看護の利用等に関する相談に対し、電話及び面談を行う。 ○訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する課題及び対策の検討、訪問看護に関する研修等の計画及び実施について検討する。	4,295		4,295	医療政策課 (1,775)、 高齢者福祉課 (2,520)
	在宅歯科医療連携室整備事業 (H27)	病気やけがで通院が困難な方が、在宅等で、適切な歯科治療及び歯科保健医療サービスを受けられるようにするため、「在宅歯科連携室」を相談窓口として、訪問歯科診療を行う歯科医の紹介や、訪問歯科医療機器の貸し出し管理、多職種連携会議の開催等を行う。	3,924		3,924	健康長寿政策課
	女性医師等就労環境改善事業 (H27)	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師のための相談窓口を設置し復職を支援するとともに、病後児保育を実施する医療機関の支援を行い、女性医師の就業環境を整備する。	3,564		3,564	医師確保・育成支援課
	医療勤務環境改善支援センター設置事業 (H27)	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行う。	3,937		3,937	
	小児救急電話相談事業 (H27)	夜間に保護者からの小児医療に関する電話相談を看護師が受け、適切な助言や指導を行うことで、保護者の不安を軽減するとともに、医療機関への適切な受診を推進する。	9,009		9,009	医療政策課
	小児救急医療体制整備事業 (H27)	休日夜間における小児救急患者の二次救急医療の確保のため、中央保健医療圏内の小児科を有する公的5病院が、二次輪番体制で小児の重症救急患者に対応する。	12,197		12,197	医療政策課
	新生児医療担当医確保支援事業 (H27)	医療機関におけるNICUにおいて、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図る。	1,142		1,142	健康対策課
	産科医等確保支援事業 (H27)	産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図る。	34,916		34,916	健康対策課
	新人看護職員研修事業 (H27)	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。	20,780		20,780	医療政策課
	院内保育所運営事業 (H27)	医療従事者の離職防止、再就職の促進及び病児等保育の実施を図るため、医療機関が実施する院内保育所の運営に対し補助をする。	120,024		120,024	医療政策課
	看護職員資質向上推進事業 (H27)	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対して支援を行うとともに、院内助産所等開設促進及び助産師外来で勤務する助産師の資質向上を目的とした研修会を実施する。	8,036		8,036	医療政策課 (7,705)、 健康対策課 (331)
	看護職員確保対策特別事業 (H27)	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の展開を図る。	10,205		10,205	医療政策課
	看護職員の就労環境改善事業 (H27)	看護業務の効率化や職場風土の改善、勤務環境の改善に向けた取組を促進するためにアドバイザーに介入してもらい施設の課題を抽出し看護師確保のための改善に取り組む。	684		684	医療政策課
	在宅歯科診療設備整備事業 (H27)	県内で訪問歯科診療を実施する歯科医療機関を増加させ、ニーズが増加しつつある訪問歯科医療提供体制の充実化を図ることを目的として、国または県が指定する研修を修了した歯科医療機関に対し、訪問歯科診療を開始するにあたって必要な歯科医療機器の初期設備整備費用を補助する。	10,720		10,720	健康長寿政策課
	看護師宿舎施設整備事業 (H27)	看護職員の離職防止の一環として定着促進を図ることを目的に、看護師宿舎の個室整備を行う。	52,606		52,606	医療政策課
小 計			428,636	0	428,636	
平成27年度基金計画事業合計			1,028,719	956,637	2,553,707	

現状・課題

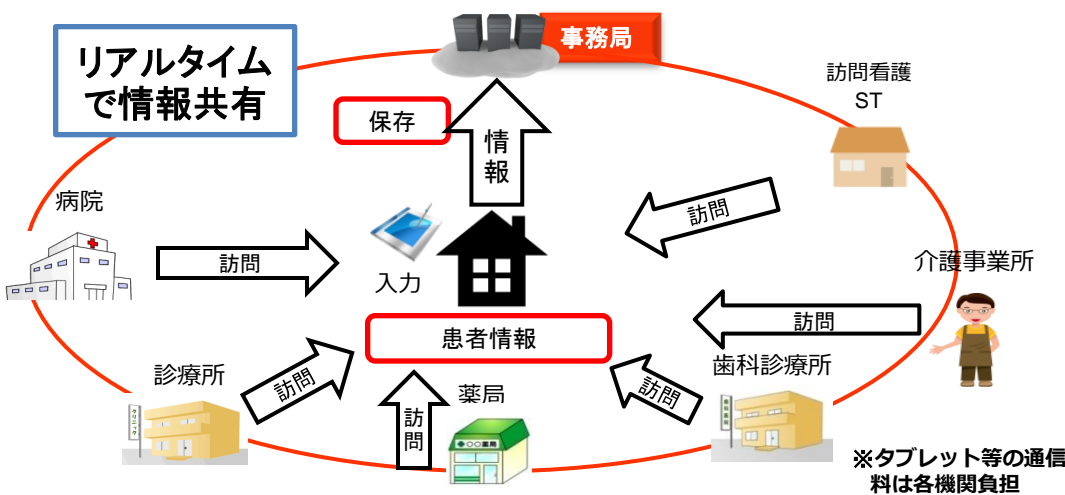
- ・在宅医療・介護を行ううえで、日々の患者の状況変化を把握したうえで対応することが重要であるが、訪問して見ないとそれまでの患者の状態変化が分からない。
- ・一人の患者に関わる職種・事業所が多いため、全員で情報を共有するために一堂に会することが難しい。
- ・多職種間での情報共有には、電話、Fax、メール、ノート等が使用されているが、日々の状況を多くの機関で共有するツールがない。
- ・今後高齢化が進み在宅療養の需要の増加が見込まれるなか、現在の訪問医師や訪問看護師数の上では対応が難しくなることから、人材確保・育成に加え、限られた医療資源を活かすため、業務の効率化を図る必要がある。

(訪問診療患者数2,999人(2013.3) ⇒ 3,452人(2025.3)(県推計))

効果

- ・訪問しなくても、日々の状況の共有により体温や食欲、排せつの状況などの細かな状況の経過や他の職種では気づかない変化も把握することができ、状況によっては訪問を早める、適切なタイミングで対応の指示を出すといったことが可能となり、患者のQOL向上につながる。
- ・医師や看護師等の処置、服薬指導の状況を把握することで、状況に応じた介助方法等の見直しも可能となる。
- ・各職種間のコミュニケーションがとりやすくなり、多職種間の連携も進む。
- ・患者や家族は日々の状況等を各訪問者へ繰り返し説明する必要がなくなり、また、日々の状況が各職種に伝わっていることから在宅で療養するうえでの安心感にもつながる。
- ・訪問後の他職種への個別連絡などの負担が軽減され、その分業務効率上がる。

情報共有システムのイメージ



事業概要

- ・在宅療養患者の情報を、医療・介護の関係機関がスムーズに共有できるよう、ICTを利用した情報共有のシステムを構築する。
- ・事業主体：国立大学法人高知大学
- ・補助率：定額
 - <平成26年度> 1,110千円
システムの基本的な内容を検討するため、医療・介護の各分野の関係者による検討を行う。
 - <平成27年度> 72,830千円
サーバの調達・システムの開発、試験運用
 - <平成28年度> 13,410千円
運用開始、各機関への説明・周知の実施
- ※H29以降は、使用料収入のみで運営を行う
- ・総予算額 87,350千円

スケジュール

H26		H27		H28		H29～	
関係者による検討		システム構築		試験運用		自主的に運用	
				運用開始	各機関への説明周知	順次参加機関を拡大	本格運用